

# 労災レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引

－ 医 科 用 －

平成29年4月  
厚生労働省労働基準局

## 〈 目 次 〉

|  |           |
|--|-----------|
| はじめに   | 1         |
| <b>第1章 医療機関情報レコードの記録方法</b>                               | <b>2</b>  |
| 1 医療機関情報レコードフォーマット                                       | 2         |
| 2 各レコード項目  | 2         |
| 3 医療機関情報レコード記録例  | 3         |
| <b>第2章 レセプト共通レコードの記録方法</b>                               | <b>4</b>  |
| 1 レセプト共通レコードフォーマット                                       | 4         |
| 2 各レコード項目  | 5         |
| <b>第3章 労災レセプトレコードの記録方法</b>                               | <b>9</b>  |
| 1 労災レセプトレコードフォーマット                                       | 9         |
| 2 各レコード項目  | 10        |
| <b>第4章 傷病名レコードの記録方法</b>                                  | <b>13</b> |
| 1 傷病名レコードフォーマット  | 13        |
| 2 各レコード項目  | 13        |
| 3 傷病名レコード記録例   | 14        |
| <b>第5章 労災医科診療行為レコードの記録方法</b>                             | <b>15</b> |
| 1 労災医科診療行為レコードフォーマット                                     | 15        |
| 2 各レコード項目  | 15        |
| <b>第6章 医薬品レコードの記録方法</b>                                  | <b>23</b> |
| 1 医薬品レコードフォーマット  | 23        |
| 2 各レコード項目  | 23        |
| <b>第7章 特定器材レコードの記録方法</b>                                 | <b>25</b> |
| 1 特定器材レコードフォーマット   | 25        |
| 2 各レコード項目  | 25        |
| <b>第8章 コメントレコードの記録方法</b>                                 | <b>28</b> |
| 1 コメントレコードフォーマット   | 28        |
| 2 各レコード項目  | 28        |
| <b>第9章 摘要情報（診療行為、医薬品、特定器材及びコメントの各レコード）共通の<br/>  記録方法</b> | <b>29</b> |

|             |                             |           |
|-------------|-----------------------------|-----------|
| 1           | 各レコード項目の記録                  | 29        |
| (1)         | 診療識別の記録                     | 29        |
| (2)         | 点数の記録                       | 29        |
| (3)         | 回数及び算定日情報（1日の情報から31日の情報）の記録 | 31        |
| 2           | 摘要情報の記録事例                   | 31        |
| (1)         | 初診（診療識別：11）                 | 31        |
| (2)         | 再診（診療識別：12）                 | 33        |
| (3)         | 医学管理（診療識別：13）               | 39        |
| (4)         | 処置（診療識別：40）                 | 39        |
| (5)         | 手術・麻酔（診療識別：50・54）           | 47        |
| (6)         | 検査（診療識別：60）                 | 51        |
| (7)         | その他（診療識別：80）                | 53        |
| (8)         | 入院基本料（診療識別：90）              | 56        |
| (9)         | 食事療養（診療識別：97）               | 59        |
| <b>第10章</b> | <b>症状詳記レコードの記録方法</b>        | <b>60</b> |
| 1           | 症状詳記レコードフォーマット              | 60        |
| 2           | 各レコード項目                     | 60        |
| <b>第11章</b> | <b>労災診療費請求書レコードの記録方法</b>    | <b>61</b> |
| 1           | 労災診療費請求書レコードフォーマット          | 61        |
| 2           | 各レコード項目                     | 61        |
|             | <b>おわりに</b>                 | <b>64</b> |

## はじめに

- 1 本手引に掲げる事例は、平成28年4月1日現在の労災診療費算定基準に基づく記録方法を示しています。
- 2 本手引は、厚生労働省都道府県労働局に提出する電子レセプトの記録方法を示しています。
- 3 労災診療費は、原則として健康保険法の規定による診療報酬の算定方法（平成28年3月4日厚生労働省告示第52号により一部改正）の別表第一医科診療報酬点数表及び第二歯科診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）の診療報酬点数（以下「健保点数」という。）に労災診療単価を乗じて算定することが原則とされていますが、初診料や再診料等のいくつかの項目については、労災保険独自の特例的な取扱いが労災診療費算定基準に定められています。  
そのため、電子レセプトの記録方法についても、原則としては、社会保険診療報酬支払基金に提出する電子レセプトの記録方法と同様に記録していただくことになり、本作成手引では、労災保険独自の算定基準部分についての記録方法を示しています。
- 4 本手引は、記録条件仕様に基づく記録方法を示したもので、診療内容は例示です。  
本手引の内容は、主に事例の例示であるため、基本的な記録方法については、記録条件仕様を合わせて参照ください。
- 5 記録必須の項目については、各レコードフォーマットに「※」を表示しています。
- 6 CSVの記録事例に用いる診療行為コード等については、各コードと名称を基本事項として表示し、さらに、CSVの記録について、留意する事項を追加して表示しています。

| 診療行為コード   | 省略漢字名称        | 告示等識別区分(1) | 点数識別 | 新又は現点数  | 注加算    |       |
|-----------|---------------|------------|------|---------|--------|-------|
|           |               |            |      |         | 注加算コード | 注加算通番 |
| 101110010 | 初診料           | 1:基本項目     | 1:金額 | 3760.00 | 1101   | 0     |
| 111000570 | 初診(時間外)加算     | 7:注加算項目    | 3:点数 | 85.00   | 1101   | 1     |
| 101800890 | 救急医療管理加算(入院外) | 1:基本項目     | 1:金額 | 1250.00 | 0      | 0     |

基本事項

当該事例について、特に留意する事項

- 7 CSVの記録事例について、レセプト等にどのように表示されるかを掲載していますが、文字フォントは一致しません。  
また、実際のレセプトでは、罫線が印字され、下線は印字されない等、一部異なる部分があります。
- 8 本手引は、電子レセプト作成方法について、労災レセプト電算処理マスタコードと項目の名称等について、分かりやすい表現に変えているところがあります。

## 第1章 医療機関情報レコードの記録方法

### 1 医療機関情報レコードフォーマット

|        | (1)      | (2) | (3)  | (4) | (5)     | (6) | (7)    | (8)  | (9)          | (10) |
|--------|----------|-----|------|-----|---------|-----|--------|------|--------------|------|
| 項目     | レコード識別情報 | 予備1 | 都道府県 | 点数表 | 医療機関コード | 予備2 | 医療機関名称 | 請求年月 | マルチボリューム識別情報 | 電話番号 |
| モード    | 英数       | 数字  | 数字   | 数字  | 数字      | 数字  | 漢字     | 数字   | 数字           | 英数   |
| 最大バイト数 | 2        | 1   | 2    | 1   | 7       | 2   | 40     | 5    | 2            | 15   |
| 項目形式   | 固定       | 可変  | 固定   | 固定  | 固定      | 可変  | 可変     | 固定   | 固定           | 可変   |
| 記録必須   | ※        |     | ※    | ※   | ※       |     | ※      | ※    | ※            |      |

### 2 各レコード項目

#### (1) レコード識別情報

医療機関情報レコードを表す識別情報「IR」を記録します。

#### (2) 予備1

記録を省略します。

#### (3) 都道府県

医療機関の所在都道府県コード（別表1）を記録します。

#### (4) 点数表

医科点数表コード「1」を記録します。

#### (5) 医療機関コード

保険医療機関における7桁の医療機関コード（健康保険の医療機関コード）を記録します。

#### (6) 予備2

記録を省略します。

#### (7) 医療機関名称

ア 都道府県労働局長に届け出た医療機関名称を全角で記録します。

イ 法人の種類と名称の間に、全角のスペースを記録します。

ウ 医療機関名称が全角20文字を超える場合は、20文字を超える部分について省略します。

(8) 請求年月

都道府県労働局に提出する当該電子レセプトのうち、最新の診療年月を年号区分コード(別表3) + 年月4桁で記録します。

例】提出する電子レセプトのうち、診療年月が平成28年8月と平成28年9月のレセプト情報が記録されている場合には、「42809」を記録します。

(9) マルチボリューム識別情報

ア ファイルが1ボリュームの場合、「00」を記録します。

イ ファイルが2ボリューム以上の場合、1枚目に「00」、2枚目に「01」を記録し、3枚目以降は、同様に昇順で記録します。

(10) 電話番号

医療機関の電話番号を記録します。

市外局番等は、半角の「-」「( )」を用いて記録します。

例】03-1234-5678

(03)1234-5678

3 医療機関情報レコード記録例

| レコード項目 |              | 記録内容         |
|--------|--------------|--------------|
| (1)    | レコード識別情報     | 医療機関情報レコード   |
| (2)    | 予備1          |              |
| (3)    | 都道府県         | 東京都          |
| (4)    | 点数表          | 医科           |
| (5)    | 医療機関コード      | 1234567      |
| (6)    | 予備2          |              |
| (7)    | 医療機関名称       | 日本病院         |
| (8)    | 請求年月         | 平成28年8月      |
| (9)    | マルチボリューム識別情報 | 1ボリューム目      |
| (10)   | 電話番号         | 03-1234-5678 |

● CSVの記録

IR, , 13, 1, 1234567, , 日本病院, 42808, 00, 03-1234-5678

## 第2章 レセプト共通レコードの記録方法

### 1 レセプト共通レコードフォーマット

| 項目         | (1) | (2)      | (3)    | (4) | (5)            | (6)    | (7)  | (8)  | (9) | (10)  |
|------------|-----|----------|--------|-----|----------------|--------|------|------|-----|-------|
|            |     | レコード識別情報 | レセプト番号 | 予備1 | 予備2            | 労働者の氏名 | 男女区分 | 生年月日 | 予備3 | 入院年月日 |
| モード        | 英数  | 数字       | 数字     | 数字  | 英数<br>又は<br>漢字 | 数字     | 数字   | 数字   | 数字  | 英数    |
| 最大<br>バイト数 | 2   | 6        | 4      | 5   | 40             | 1      | 7    | 3    | 7   | 8     |
| 項目形式       | 固定  | 可変       | 可変     | 可変  | 可変             | 固定     | 固定   | 可変   | 可変  | 可変    |
| 記録必須       | ※   | ※        |        |     | ※              | ※      | ※    |      |     |       |

| 項目         | (11) | (12) | (13) | (14) | (15)   | (16) | (17) | (18) | (19) | (20)     |
|------------|------|------|------|------|--------|------|------|------|------|----------|
|            |      | 予備4  | 予備5  | 病床数  | カルテ番号等 | 予備6  | 予備7  | 予備8  | 予備9  | 電算処理受付番号 |
| モード        | 数字   | 英数   | 数字   | 英数   | 数字     | 数字   | 数字   | 数字   | 英数   | 数字       |
| 最大<br>バイト数 | 1    | 10   | 4    | 20   | 2      | 1    | 1    | 2    | 20   | 5        |
| 項目形式       | 可変   | 可変   | 可変   | 可変   | 可変     | 可変   | 可変   | 可変   | 可変   | 可変       |
| 記録必須       |      |      |      |      |        |      |      |      |      |          |

| 項目         | (21)           | (22)  | (23)    | (24) | (25)  | (26) |
|------------|----------------|-------|---------|------|-------|------|
|            | 請求情報           | 診療科 1 |         |      |       |      |
|            |                | 診療科名  | 組み合わせ名称 |      |       |      |
|            |                |       | 人体の部位等  | 性別等  | 医学的処置 | 特定疾病 |
| モード        | 英数<br>又は<br>漢字 | 数字    | 数字      | 数字   | 数字    | 数字   |
| 最大<br>バイト数 | 40             | 2     | 3       | 3    | 3     | 3    |
| 項目形式       | 可変             | 可変    | 可変      | 可変   | 可変    | 可変   |
| 記録必須       |                |       |         |      |       |      |

| 項目         | (27)  | (28)    | (29) | (30)  | (31) | (32)  | (33)    | (34) | (35)  | (36) |
|------------|-------|---------|------|-------|------|-------|---------|------|-------|------|
|            | 診療科 2 |         |      |       |      | 診療科 3 |         |      |       |      |
|            | 診療科名  | 組み合わせ名称 |      |       |      | 診療科名  | 組み合わせ名称 |      |       |      |
|            |       | 人体の部位等  | 性別等  | 医学的処置 | 特定疾病 |       | 人体の部位等  | 性別等  | 医学的処置 | 特定疾病 |
| モード        | 数字    | 数字      | 数字   | 数字    | 数字   | 数字    | 数字      | 数字   | 数字    | 数字   |
| 最大<br>バイト数 | 2     | 3       | 3    | 3     | 3    | 2     | 3       | 3    | 3     | 3    |
| 項目形式       | 可変    | 可変      | 可変   | 可変    | 可変   | 可変    | 可変      | 可変   | 可変    | 可変   |
| 記録必須       |       |         |      |       |      |       |         |      |       |      |

## 2 各レコード項目

### (1) レコード識別情報

レセプト共通レコードを表す識別情報「RE」を記録します。

### (2) レセプト番号

1レセプトごとに「1」から昇順に連続番号を記録します。



## 電子媒体が2枚の場合

|           |                                |                   |                   |   |                     |                     |                                  |
|-----------|--------------------------------|-------------------|-------------------|---|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 媒体<br>1枚目 | 医療機関情報<br>マルチボリューム<br>識別番号「00」 | レセプト<br>番号<br>「1」 | レセプト<br>番号<br>「2」 | ～ | レセプト<br>番号<br>「950」 | レセプト<br>番号<br>「951」 | 労災診療費請求書<br>マルチボリューム<br>識別番号「01」 |
|-----------|--------------------------------|-------------------|-------------------|---|---------------------|---------------------|----------------------------------|

|           |                                |                     |                     |   |                     |                                  |
|-----------|--------------------------------|---------------------|---------------------|---|---------------------|----------------------------------|
| 媒体<br>2枚目 | 医療機関情報<br>マルチボリューム<br>識別番号「01」 | レセプト<br>番号<br>「952」 | レセプト<br>番号<br>「953」 | ～ | レセプト<br>番号<br>「990」 | 労災診療費請求書<br>マルチボリューム<br>識別番号「99」 |
|-----------|--------------------------------|---------------------|---------------------|---|---------------------|----------------------------------|

(3) 予備 1

記録を省略します。

(4) 予備 2

記録を省略します。

(5) 労働者の氏名

ア すべて全角（最大20文字）又はすべて半角（最大40文字）で記録します。

イ 姓と名の間に、姓名と同じモードのスペースを記録します。

例】姓が「厚労（コウロウ）」、名が「太郎（タロウ）」の場合の記録

全角で記録する場合、「厚労 太郎」（スペースも全角）

半角で記録する場合、「コウロウ タロウ」（スペースも半角）

ウ 半角で記録された場合であっても、レセプトには全角で表示します。

例】CSVの記録

「コウロウ タロウ」

レセプトの印字

「コウロウ タロウ」

(6) 男女区分

男女区分（別表4）を記録します。

(7) 生年月日

年齢にかかわらず、すべての患者について、年号区分コード（別表3）+年月日6桁で記録します。

例】平成6年1月3日生まれの場合、「4060103」を記録します。

(8) 予備 3

記録を省略します。

(9) 入院年月日

ア 入院基本料の起算日としての入院年月日を年号区分コード（別表3）+年月日6桁で記録します。

例】平成28年7月10日入院の場合、「4280710」を記録します。

イ 入院外レセプトの場合、記録しません。

(10) 病棟区分

ア 患者が入院している病院又は病棟に応じ、病棟区分コード（別表5）を記録します。

月の途中において病棟を移った場合は、そのすべてを記録します（最大4区分の記録が可能です）。

例1】精神病棟に入院している場合、「01」を記録します。

例2】月途中で結核病棟から療養病棟へ病棟を移動した場合、「0207」を記録します。

イ 病棟区分以外の病棟に入院又は入院外の場合、記録しません。

(11) 予備4

記録を省略します。

(12) 予備5

記録を省略します。

(13) 病床数

ア 外来診療料等を算定する病院の入院外レセプトで、病床数の記録を必要とする場合に記録します。

イ 入院レセプト及び病床数の記録を必要としない場合、記録しません。

(14) カルテ番号等

カルテ番号等には、カルテ番号又は患者ID番号等が記録可能です。

(15) 予備6

記録を省略します。

(16) 予備7

記録を省略します。

(17) 予備8

記録を省略します。

(18) 予備9

記録を省略します。

(19) 電算処理受付番号

一次請求返戻分に係る再請求の場合は、都道府県労働局で記録した電算処理受付番号を記録します（一次請求の場合は、記録を省略します。）。

(20) 記録条件仕様年月情報

一次請求の場合は、記録を省略します。

(21) 請求情報

保険医療機関固有の情報の記録が可能です。

(22) 診療科名

ア 診療科を記録する場合は、別に定める診療科名コード（別表6）を記録します。

イ 診療科名の記録は任意であり、記録しない場合は、記録を省略します。

(23) 人体の部位等

ア 診療科を記録する場合は、別に定める人体の部位等コード（別表7）を記録します。

イ 人体の部位等の記録は任意であり、記録しない場合は、記録を省略します。

(24) 性別等

ア 診療科を記録する場合は、別に定める性別等コード（別表8）を記録します。

イ 性別等の記録は任意であり、記録しない場合は、記録を省略します。

(25) 医学的処置

ア 診療科を記録する場合は、別に定める医学的処置コード（別表9）を記録します。

イ 医学的処置の記録は任意であり、記録しない場合は、記録を省略します。

- (26) 特定疾病  
ア 診療科を記録する場合は、別に定める特定疾病コード（別表10）を記録します。  
イ 特定疾病の記録は任意であり、記録しない場合は、記録を省略します。
- (27) 診療科名  
上記「(22) 診療科名」と同様です。
- (28) 人体の部位等  
上記「(23) 人体の部位等」と同様です。
- (29) 性別等  
上記「(24) 性別等」と同様です。
- (30) 医学的処置  
上記「(25) 医学的処置」と同様です。
- (31) 特定疾病  
上記「(26) 特定疾病」と同様です。
- (32) 診療科名  
上記「(22) 診療科名」と同様です。
- (33) 人体の部位等  
上記「(23) 人体の部位等」と同様です。
- (34) 性別等  
上記「(24) 性別等」と同様です。
- (35) 医学的処置  
上記「(25) 医学的処置」と同様です。
- (36) 特定疾病  
上記「(26) 特定疾病」と同様です。

※ 複数の診療科を記録する場合は、原則、請求点数の高い診療科から順に記録します。  
ただし、診療科2及び診療科3は、入院外の場合に記録します。

### 第3章 労災レセプトレコードの記録方法

#### 1 労災レセプトレコードフォーマット

| 項目     | (1)      | (2)          | (3)          | (4)  | (5)    | (6)    | (7)   | (8)  | (9)  | (10)    |
|--------|----------|--------------|--------------|------|--------|--------|-------|------|------|---------|
|        | レコード識別情報 | 回数(同一傷病について) | 業務災害・通勤災害の区分 | 帳票種別 | 年金証書番号 | 労働保険番号 | 傷病年月日 | 新継再別 | 転帰事由 | 療養期間―初日 |
| モード    | 英数       | 数字           | 数字           | 数字   | 数字     | 数字     | 数字    | 数字   | 数字   | 数字      |
| 最大バイト数 | 2        | 3            | 1            | 1    | 9      | 14     | 7     | 1    | 1    | 7       |
| 項目形式   | 固定       | 可変           | 固定           | 固定   | 可変     | 可変     | 可変    | 固定   | 固定   | 固定      |
| 記録必須   | ※        |              | ※            | ※    |        |        |       | ※    | ※    | ※       |

| 項目     | (11)    | (12)  | (13)         | (14)  | (15)    | (16)  | (17) | (18)        | (19)    | (20)     |
|--------|---------|-------|--------------|-------|---------|-------|------|-------------|---------|----------|
|        | 療養期間―末日 | 診療実日数 | 労働者の氏名(カナ)   | 事業の名称 | 事業場の所在地 | 傷病の経過 | 小計点数 | 小計点数金額換算【イ】 | 小計金額【ロ】 | 食事療養合計回数 |
| モード    | 数字      | 数字    | 漢字<br>(全角カナ) | 漢字    | 漢字      | 漢字    | 数字   | 数字          | 数字      | 数字       |
| 最大バイト数 | 7       | 3     | 40           | 40    | 80      | 100   | 8    | 9           | 9       | 2        |
| 項目形式   | 固定      | 可変    | 可変           | 可変    | 可変      | 可変    | 可変   | 可変          | 可変      | 可変       |
| 記録必須   | ※       | ※     | ※            |       |         | ※     | ※    | ※           | ※       |          |

| 項目     | (21) | (22)        |
|--------|------|-------------|
|        |      | 食事療養合計金額【八】 |
| モード    | 数字   | 数字          |
| 最大バイト数 | 8    | 9           |
| 項目形式   | 可変   | 可変          |
| 記録必須   |      | ※           |

## 2 各レコード項目

### (1) レコード識別情報

労災レセプトレコードを表す識別情報「RR」を記録します。

### (2) 回数（同一傷病について）

同一傷病の回数を記録します。

### (3) 業務災害・通勤災害の区分

業務災害・通勤災害コード（別表 1 1）を記録します。

### (4) 帳票種別

帳票種別コード（別表 1 2）を記録します。

### (5) 年金証書番号

ア 傷病労働者の年金証書の番号を「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、記録します。

イ 年金証書番号が付与されていない傷病労働者の場合は、記録を省略します。

### (6) 労働保険番号

ア 傷病労働者の所属する事業場の労働保険番号を「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、記録します。

イ 上記アの労働保険番号が不明の場合は、「99999999999999」を記録します。

ウ 年金証書番号が付与されている傷病労働者の場合は、記録を省略します。

### (7) 傷病年月日

ア 傷病年月日（傷病労働者の負傷又は発病年月日）を「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、和暦で年号区分コード（別表 3）を含めた形で記録します。

イ 数字“GYMMDD”の形式で記録します。

ウ 年金証書番号が付与されている傷病労働者の場合、記録を省略します。

- (8) 新継再別  
新継再別コード（別表 1 3）を記録します。
- (9) 転帰事由  
傷病労働者の最終の状態について、転帰事由コード（別表 1 4）を記録します。
- (10) 療養期間－初日  
ア 当該診療費の計算の基礎となった療養期間の初日を和暦で年号区分コード（別表 3）を含めた形で記録します。  
イ 数字“GYMMDD”の形式で記録します。
- (11) 療養期間－末日  
ア 当該診療費の計算の基礎となった療養期間の末日を和暦で年号区分コード（別表 3）を含めた形で記録します。  
イ 数字“GYMMDD”の形式で記録します。
- (12) 診療実日数  
ア 当該診療期間に実際に診療を行った日数を記録します。  
イ 1日2回以上の診療を行っても1日として計算します。  
ウ 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えありません。  
エ 文書料のみの請求の場合は、「999」を記録します。
- (13) 労働者の氏名（カナ）  
ア 姓名を全角カナで記録します。  
イ 姓と名の間に“スペース”を1文字記録します。  
ウ 姓名が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えありません。  
エ 20文字を超える部分については、20文字を超える部分について省略します。
- (14) 事業の名称  
ア 傷病労働者の所属する事業場の名称を「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、記録します。  
イ 傷病労働者の所属する事業場の名称が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えありません。  
ウ 年金証書番号が付与されている傷病労働者の場合、記録を省略します。
- (15) 事業場の所在地  
ア 傷病労働者の所属する事業場の所在地を「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、記録します。  
イ 傷病労働者の所属する事業場の所在地が80バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えありません。  
ウ 年金証書番号が付与されている傷病労働者の場合、記録を省略します。
- (16) 傷病の経過  
ア 必ず傷病の経過について、詳細に記録します。  
イ 記録する文字データが100バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えありません。  
ウ 記録する文字データが100バイトを超える場合は、傷病の経過欄に「摘要欄に記載」と記録し内容は診療識別「01」あるいは「99」のコメントレコードに記録するか、傷病

の経過欄に「症状詳記に記載」と記録し内容は症状詳記レコードに記録します。

(17) 小計点数

- ア 点数の小計を記録します。
- イ 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えありません。

(18) 小計点数金額換算【イ】

- ア 点数の小計に「11円50銭」又は「12円」を乗じた金額を記録します。
- イ 1円未満の端数は、切り捨てします。
- ウ 有効桁数が9桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えありません。

(19) 小計金額【ロ】

- ア 金額の小計を記録します。
- イ 1円未満の端数は、切り捨てします。
- ウ 有効桁数が9桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えありません。

(20) 食事療養合計回数

- ア 食事療養の食事回数を記録します。
- イ 有効桁数が2桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えありません。
- ウ 入院外レセプトの場合は、記録を省略します。

(21) 食事療養合計金額【ハ】

- ア 食事療養の合計金額を記録します。
- イ 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えありません。
- ウ 入院外レセプトの場合は、記録を省略します。

(22) 合計額【イ】 + 【ロ】 + 【ハ】

- ア 小計点数金額換算、小計金額及び食事療養合計金額の合計額を記録します。
- イ 有効桁数が9桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えありません。

## 第4章 傷病名レコードの記録方法

### 1 傷病名レコードフォーマット

|        | (1)      | (2)    | (3)   | (4) | (5)    | (6)  | (7) | (8)    |
|--------|----------|--------|-------|-----|--------|------|-----|--------|
| 項目     | レコード識別情報 | 傷病名コード | 診療開始日 | 予備1 | 修飾語コード | 傷病名称 | 主傷病 | 補足コメント |
| モード    | 英数       | 数字     | 数字    | 数字  | 英数     | 漢字   | 数字  | 漢字     |
| 最大バイト数 | 2        | 7      | 7     | 1   | 80     | 40   | 2   | 40     |
| 項目形式   | 固定       | 固定     | 固定    | 可変  | 可変     | 可変   | 可変  | 可変     |
| 記録必須   | ※        | ※      | ※     |     |        |      |     |        |

### 2 各レコード項目

#### (1) レコード識別情報

傷病名レコードを表す識別情報「SY」を記録します。

#### (2) 傷病名コード

ア 傷病名に対応する7桁の傷病名コードを記録します。

イ 傷病名コード又は傷病名コード・修飾語コード及び補足コメントを組み合わせても、該当する病名がない場合、未コード化傷病名コード「0000999」を記録します。

#### (3) 診療開始日

当該傷病に係る診療開始日を年号区分コード（別表3）＋年月日6桁で記録します。

【例】平成28年7月14日の場合、「4280714」を記録します。

#### (4) 予備1

記録を省略します。

#### (5) 修飾語コード

ア 修飾語を使用する場合、4桁の修飾語コードを記録します。

イ 病名の前後にセットする順番に記録し、最大20個まで記録が可能です。

ウ 傷病名コードに「0000999」を使用した場合、記録しません。

#### (6) 傷病名称

ア 傷病名コードに「0000999」を使用する場合に記録します。

イ 1つの「0000999」コードに対し、1病名に限り記録します。

#### (7) 主傷病

当該傷病が主傷病である場合、「01」を記録します。

#### (8) 補足コメント

傷病名に対する補足コメントが必要な場合に記録します。



### 3 傷病名レコード記録例

例】未コード化傷病名コードを含む場合

| 事例               |                  |
|------------------|------------------|
| 傷病名              | 診療開始日            |
| ① 右肋骨骨折の疑い       | 平成 28 年 7 月 7 日  |
| ② 右肘関節脱臼(主)      | 平成 28 年 7 月 7 日  |
| ③ 胃炎(薬剤の使用によるもの) | 平成 28 年 7 月 12 日 |
| ④ A病名            | 平成 28 年 7 月 14 日 |
| ⑤ B病名            | 平成 28 年 7 月 14 日 |

※ レセプトの表示順と同一です。

#### ●CSVの記録

SY, 8070006, 4280707, , 20568002, , ,

SY, 8320001, 4280707, , 2056, , 01,

SY, 8830417, 4280712, , , , , 薬剤の使用によるもの

SY, 0000999, 4280714, , , A病名, ,

SY, 0000999, 4280714, , , B病名, ,

※1 A病名とB病名は、診療開始日が同日であっても、それぞれ1傷病ずつ、「SY」から記録します。

なお、この場合、レセプトについても1傷病名ずつ印字します。

※2 傷病名は、診療開始日の順で記録します。

## 第5章 労災医科診療行為レコードの記録方法

### 1 労災医科診療行為レコードフォーマット

| 項目     | (1)      | (2)  | (3)     | (4)   | (5) | (6) | (7) |
|--------|----------|------|---------|-------|-----|-----|-----|
|        | レコード識別情報 | 診療識別 | 診療行為コード | 数量データ | 点数  | 金額  | 回数  |
| モード    | 英数       | 数字   | 数字      | 数字    | 数字  | 数字  | 数字  |
| 最大バイト数 | 2        | 2    | 9       | 8     | 7   | 9   | 3   |
| 項目形式   | 固定       | 可変   | 固定      | 可変    | 可変  | 可変  | 可変  |
| 記録必須   | ※        |      | ※       |       |     |     | ※   |

| 項目     | (8)     | (9)   | (10)    | (11)  | (12)    | (13)  | (14)  | (15)  | (16)  |   | (43)   | (44)   |
|--------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|---|--------|--------|
|        | コメント    |       |         |       |         |       | 1日の情報 | 2日の情報 | 3日の情報 | ～ | 30日の情報 | 31日の情報 |
|        | ①       |       | ②       |       | ③       |       |       |       |       |   |        |        |
|        | コメントコード | 文字データ | コメントコード | 文字データ | コメントコード | 文字データ |       |       |       |   |        |        |
| モード    | 数字      | 漢字    | 数字      | 漢字    | 数字      | 漢字    | 数字    | 数字    | 数字    |   | 数字     | 数字     |
| 最大バイト数 | 9       | 100   | 9       | 100   | 9       | 100   | 3     | 3     | 3     |   | 3      | 3      |
| 項目形式   | 可変      | 可変    | 可変      | 可変    | 可変      | 可変    | 可変    | 可変    | 可変    |   | 可変     | 可変     |
| 記録必須   |         |       |         |       |         |       |       |       |       |   |        |        |

### 2 各レコード項目

#### (1) レコード識別情報

労災医科診療行為レコードを表す識別情報「RI」を記録します。

#### (2) 診療識別

ア 当該診療行為が属する診療識別コード（別表16）を記録します。

詳細については、「第9章 摘要情報共通の記録方法」を参照ください。

イ 診療識別の記録ごとに、レコード項目のCSV翻訳情報に「\*」を表示します。







例2] 6月2日、下記の手術を実施。

- 第1指 創傷処理（筋肉に達しないもの）3cmとデブリードマン
- 第2指 創傷処理（筋肉に達しないもの）3cmとデブリードマン
- 第3指 創傷処理（筋肉に達しないもの）3cmとデブリードマン

| 診療行為コード   | 省略漢字名称               | 告示等識別区分(1) | 点数識別  | 新又は現点数  | 注加算    |       |
|-----------|----------------------|------------|-------|---------|--------|-------|
|           |                      |            |       |         | 注加算コード | 注加算通番 |
| 101500050 | 創傷処理（筋肉に達しない）（手の指3本） | 1:基本項目     | 3:点数  | 1880.00 | 5001   | 0     |
| 150001570 | デブリードマン加算（汚染された挫創）   | 7:注加算項目    | 3:点数  | 100.00  | 5001   | 2     |
| 101500010 | 労災（2倍）（手術）           | A:労災特別加算項目 | 5:%加算 | 100.00  | 0      | 0     |

● CSVの記録

RI, 50, 101500050, ..., 1, ..., 1, .....  
 RI, 150001570, ..., 1, ..., 1, .....  
 RI, 101500010, 2080, 1, ..., 1, .....

● レセプトの表示

50 \* 創傷処理（筋肉に達しない）（手の指3本）  
 デブリードマン加算（汚染された挫創）  
 労災（2倍）（手術） 2080 × 1

左記の順に記録しますが、手の指の創傷処理（筋肉に達しないもの）については、四肢加算の乗算対象としません。

計算式  
 1880点 + 100点 + 100点 × 100% → 2080点

手の指の創傷処理(筋肉に達しないもの)は  
 健保点数にかかわらず下記点数で算定します。  
 指1本 940点  
 指2本 1410点  
 指3本 1880点  
 指4本 2350点  
 指5本 2350点  
 ※さらに四肢加算しません。

ウ 1つの基本項目に対し複数の加算項目がある場合で、注加算グループが設定されているときの加算項目内の記録順序は、当該診療行為コードの注加算グループ内における注加算通番の値が小さいものから順に記録します。

注加算通番の値は、必ず「0」→「1」→「2」と記録しなければならないのではなく、「0：基本項目」を始点に小さい値のものから順に記録します。

注加算コードが設定されている注加算は、同じ注加算コードを持つ基本項目（注加算通番「0」）と同じ点数(金額)・回数内に記録します。

点数識別「5：%加算」又は「6：%減算」に係る診療行為コード（加減算コード）がある場合、記録順序が異なると点数計算の誤りとなります。







例】6月2日、時間外にて下記の処置を実施。

| 診療行為コード   | 省略漢字名称              | 告示等識別区分(1) | 点数識別  | 新又は現点数 |
|-----------|---------------------|------------|-------|--------|
| 140000610 | 創傷処置(100cm2未満)      | 1:基本項目     | 3:点数  | 45.00  |
| 101400010 | 労災(2倍)(処置)          | 7:注加算項目    | 5:%加算 | 100.00 |
| 140000190 | 時間外加算2(イに該当を除く)(処置) | 9:通則加算項目   | 5:%加算 | 40.00  |
| 101400030 | 初診時ブラッシング料(処置)      | 1:基本項目     | 3:点数  | 91.00  |
| 140000190 | 時間外加算2(イに該当を除く)(処置) | 9:通則加算項目   | 5:%加算 | 40.00  |

● CSVの記録

RI, 40, 140000610, . . . , 1, 890000001, 20561048, . . . . . , 1,  
 RI, . . . 101400010, . . . , 1, . . . . . , 1, . . . . . , 1, . . . . . , 1,  
 RI, . . . 140000190, . . . 126, . . . , 1, . . . . . , 1, . . . . . , 1,  
 RI, 40, 101400030, . . . , 1, . . . . . , 1, . . . . . , 1, . . . . . , 1,  
 RI, . . . 140000190, . . . 127, . . . , 1, . . . . . , 1, . . . . . , 1, . . . . . , 1,

● レセプトの表示

40 \* 創傷処置(100cm2未満)  
 右手部  
 労災(2倍)(処置)  
 時間外加算2(イに該当を除く)(処置) 126 × 1  
 \* 初診時ブラッシング料(処置)  
 時間外加算2(イに該当を除く)(処置) 127 × 1

1基本項目単位につき、加減算コードを記録する必要があります。

手および手指に対する創傷処置は健保点数の2倍を算定します。  
 点数識別「5:%加算」又は「6:%減算」に係る診療行為コード(加減算コード)がある場合、記録順序が異なると点数計算の誤りとなります。

計算式  
 $45点 + 45点 \times 100\%$   
 $+ (45点 + 45点 \times 100\%) \times 40\%$   
 $\rightarrow 126点$

(7) 回数

ア 回数を記録します。

イ 同一点数(金額)・回数算定単位内の回数は、点数(金額)を記録する労災医科診療行為レコードの回数と同一の回数を記録します。

ウ 回数と算定日情報の回数の合計値は、等しくなるように記録します。

(8) コメントコード①

(9) 文字データ①

(10) コメントコード②

(11) 文字データ②

(12) コメントコード③

(13) 文字データ③

ア 診療行為に対しコメントが必要な場合、コメントコードと文字データを順次、対で記録します。コメントが3対に満たない場合は、コメントコード①、文字データ①の対から記録します。

イ コメントコードと対になる文字データの記録方法については、「第8章 コメントレコードの記録方法」を参照ください。

ウ 修飾語コードを記録する場合、各コメントコード・文字データの対ごとに最大5コードまでを前詰めで記録します。

エ 診療行為に対してコメントの必要がない場合、記録を省略します。

オ コメントが3対を超える場合は、コメントレコードで記録します。

(14) 1日の情報 ~ (44) 31日の情報

ア 回数を記録します

イ 回数を記録しない場合、記録を省略します。

## 第6章 医薬品レコードの記録方法

### 1 医薬品レコードフォーマット

|        |          |      |     |        |     |     |     |
|--------|----------|------|-----|--------|-----|-----|-----|
| 項目     | (1)      | (2)  | (3) | (4)    | (5) | (6) | (7) |
|        | レコード識別情報 | 診療識別 | 予備1 | 医薬品コード | 使用量 | 点数  | 回数  |
| モード    | 英数       | 数字   | 英数  | 数字     | 数字  | 数字  | 数字  |
| 最大バイト数 | 2        | 2    | 1   | 9      | 11  | 7   | 3   |
| 項目形式   | 固定       | 可変   | 可変  | 固定     | 可変  | 可変  | 可変  |
| 記録必須   | ※        |      |     | ※      |     |     | ※   |

|        |         |       |         |       |         |       |       |       |       |   |        |        |
|--------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|---|--------|--------|
| 項目     | (8)     | (9)   | (10)    | (11)  | (12)    | (13)  | (14)  | (15)  | (16)  |   | (43)   | (44)   |
|        | コメント    |       |         |       |         |       | 1日の情報 | 2日の情報 | 3日の情報 | ～ | 30日の情報 | 31日の情報 |
|        | ①       |       | ②       |       | ③       |       |       |       |       |   |        |        |
|        | コメントコード | 文字データ | コメントコード | 文字データ | コメントコード | 文字データ |       |       |       |   |        |        |
| モード    | 数字      | 漢字    | 数字      | 漢字    | 数字      | 漢字    | 数字    | 数字    | 数字    |   | 数字     | 数字     |
| 最大バイト数 | 9       | 100   | 9       | 100   | 9       | 100   | 3     | 3     | 3     |   | 3      | 3      |
| 項目形式   | 可変      | 可変    | 可変      | 可変    | 可変      | 可変    | 可変    | 可変    | 可変    |   | 可変     | 可変     |
| 記録必須   |         |       |         |       |         |       |       |       |       |   |        |        |

### 2 各レコード項目

#### (1) レコード識別情報

医薬品レコードを表す識別情報「IY」を記録します。

#### (2) 診療識別

当該医薬品が属する診療識別コード（別表16）を記録します。

詳細については、「第9章 摘要情報共通の記録方法」を参照ください。

#### (3) 予備1

記録を省略します。

- (4) 医薬品コード  
 9桁の医薬品コードを記録します。  
 使用量、点数及び回数に関連した事項については、(5)、(6)及び(7)を参照ください。
- (5) 使用量  
 ア 医薬品の使用量は、整数部5桁、小数部5桁として、整数部と小数部は、小数点で区切り記録します。  
 イ 有効桁数が11桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えありません。  
 ウ 使用量を記録しない場合は、記録を省略します。  
 エ 医薬品の使用量は、医薬品コードの金額種別に「1：金額」が設定されているものについては、必ず記録します（小数部がある場合には、小数点で区切ります。）。  
 オ 医薬品コードの金額種別に「1：金額」以外が設定されているコードの場合、記録しません。
- (6) 点数
- (7) 回数  
 ア 医薬品が単剤の場合は、個々の医薬品ごとに点数・回数を、合剤の場合は、その合剤単位で点数・回数を記録します。  
 なお、医薬品コードの金額種別が「1：金額」以外のコードについては、必ず個々に点数・回数を記録します。  
 イ 同一点数・回数算定単位内の回数は、点数を記録する医薬品レコードの回数と同一の回数を記録します。  
 ウ 回数と算定日情報の回数の合計値は、等しくなるように記録します。
- (8) コメントコード①
- (9) 文字データ①
- (10) コメントコード②
- (11) 文字データ②
- (12) コメントコード③
- (13) 文字データ③  
 ア 医薬品に対しコメントが必要な場合、コメントコードと文字データを順次、対で記録します。  
 コメントが3対に満たない場合は、コメントコード①、文字データ①の対から記録します。  
 イ コメントコードと対になる文字データの記録方法については、「第8章 コメントレコードの記録方法」を参照ください。  
 ウ 修飾語コードを記録する場合、各コメントコード・文字データの対ごとに最大5コードまでを前詰めで記録します。  
 エ 医薬品に対してコメントの必要がない場合、記録を省略します。  
 オ コメントが3対を超える場合は、コメントレコードで記録します。
- (14) 1日の情報 ～ (44) 31日の情報  
 ア 回数を記録します。  
 イ 回数を記録しない場合、記録を省略します。

## 第7章 特定器材レコードの記録方法

### 1 特定器材レコードフォーマット

| 項目     | (1)      | (2)  | (3) | (4)     | (5) | (6) | (7) | (8)   | (9) | (10)   | (11)             |
|--------|----------|------|-----|---------|-----|-----|-----|-------|-----|--------|------------------|
|        | レコード識別情報 | 診療識別 | 予備1 | 特定器材コード | 使用量 | 点数  | 回数  | 単位コード | 単価  | 特定器材名称 | 商品名及び規格<br>又はサイズ |
| モード    | 英数       | 数字   | 英数  | 数字      | 数字  | 数字  | 数字  | 数字    | 数字  | 漢字     | 漢字               |
| 最大バイト数 | 2        | 2    | 1   | 9       | 9   | 7   | 3   | 3     | 11  | 40     | 300              |
| 項目形式   | 固定       | 可変   | 可変  | 固定      | 可変  | 可変  | 可変  | 可変    | 可変  | 可変     | 可変               |
| 記録必須   | ※        |      |     | ※       |     |     | ※   |       |     |        |                  |

| 項目     | (12)    | (13)  | (14)    | (15)  | (16)    | (17)  | (18)  | (19)  | (20)  |   | (47)   | (48)   |
|--------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|---|--------|--------|
|        | コメント    |       |         |       |         |       | 1日の情報 | 2日の情報 | 3日の情報 | ～ | 30日の情報 | 31日の情報 |
|        | ①       |       | ②       |       | ③       |       |       |       |       |   |        |        |
|        | コメントコード | 文字データ | コメントコード | 文字データ | コメントコード | 文字データ |       |       |       |   |        |        |
| モード    | 数字      | 漢字    | 数字      | 漢字    | 数字      | 漢字    | 数字    | 数字    | 数字    |   | 数字     | 数字     |
| 最大バイト数 | 9       | 100   | 9       | 100   | 9       | 100   | 3     | 3     | 3     |   | 3      | 3      |
| 項目形式   | 可変      | 可変    | 可変      | 可変    | 可変      | 可変    | 可変    | 可変    | 可変    |   | 可変     | 可変     |
| 記録必須   |         |       |         |       |         |       |       |       |       |   |        |        |

### 2 各レコード項目

#### (1) レコード識別情報

特定器材レコードを表す識別情報「T0」を記録します。

#### (2) 診療識別

当該特定器材が属する診療識別コード（別表16）を記録します。

詳細については、「第9章 摘要情報共通の記録方法」を参照ください。

#### (3) 予備1

記録を省略します。

(4) 特定器材コード

9桁の特定器材コードを記録します。

使用量、点数、回数及び特定器材名称に関連した事項については、(5)、(6)、(7)及び(10)を参照ください。

(5) 使用量

ア 特定器材の使用量は、特定器材コードの金額種別に「1：金額」、「2：購入価格」、「4：金額（整数部のみ）」及び「9：乗算割合」が設定されているものについては、必ず記録します（小数部がある場合には、小数点で区切ります。）。

イ 特定器材コードの金額種別に「5：%加算」が設定されているコードの場合、記録しません。

(6) 点数

ア 特定器材の点数を記録します。

イ 点数・回数算定単位内の最終レコードのみ記録します。

ウ 有効桁数が7桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えありません。

エ 点数を記録しない場合は、記録を省略します。

(7) 回数

ア 一回の手術等で使用した特定器材、一連の画像診断で使用したフィルムごとに点数、回数を記録します。

イ 同一点数・回数算定単位内の回数は、点数を記録する特定器材レコードの回数と同一の回数を記録します。

ウ 回数と算定日情報の回数の合計値は、等しくなるように記録します。

(8) 単位コード

ア 特定器材単位コード（別表17）を記録します。

ただし、単位が規定されている特定器材コードの場合は、記録を省略しても差し支えありません。

イ 酸素の補正率等使用量がない場合は、記録を省略します。

(9) 単価

ア 特定器材レコードの単価は、特定器材コードの金額種別に「2：購入価格」が設定されているものについては、必ず記録します。

イ 特定器材コードの金額種別に「1：金額」が設定されているものについては、記録を省略できます。

ただし、酸素については、必ず記録します。

ウ 金額種別に「5：%加算」及び「9：乗算割合」が設定されている特定器材コードの場合、単価は記録しません。

エ 材料価格は、整数部8桁、小数部2桁として、整数部と小数部は、小数点で区切り記録します。

オ 有効桁数が11桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えありません。

カ 酸素の補正率等単価がない場合は、記録を省略します。

(10) 特定器材名称

(11) 商品名及び規格又はサイズ

ア 特定保険医療材料の商品名及び規格又はサイズを記録します。

- イ 酸素及び窒素の場合は、記録を省略します。
- ウ 高線量率イリジウム及び低線量率イリジウムの場合は、記録を省略します。
- エ コバルトの場合は、記録を省略します。
- オ 画像診断に使用したフィルムの場合は、記録を省略します。

ただし、内視鏡検査及び眼底カメラ等に用いたフィルム等、画像診断欄に記録するフィルム以外のフィルムについては、必ず記録します。

- (12) コメントコード①
- (13) 文字データ①
- (14) コメントコード②
- (15) 文字データ②
- (16) コメントコード③
- (17) 文字データ③

ア 特定器材に対しコメントが必要な場合、コメントコードと文字データを順次、対で記録します。

コメントが3対に満たない場合は、コメントコード①、文字データ①の対から記録します。

イ コメントコードと対になる文字データの記録方法については、「第8章 コメントレコードの記録方法」を参照ください。

ウ 修飾語コードを記録する場合、各コメントコード・文字データの対ごとに最大5コードまでを前詰めで記録します。

エ 特定器材に対してコメントの必要がない場合、記録を省略します。

オ コメントが3対を超える場合は、コメントレコードで記録します。

- (18) 1日の情報 ~ (48) 31日の情報

ア 回数を記録します

イ 回数を記録しない場合、記録を省略します。

## 第8章 コメントレコードの記録方法

### 1 コメントレコードフォーマット

| 項目     | (1)      | (2)  | (3) | (4)     | (5)   |
|--------|----------|------|-----|---------|-------|
|        | レコード識別情報 | 診療識別 | 予備1 | コメントコード | 文字データ |
| モード    | 英数       | 数字   | 英数  | 数字      | 漢字    |
| 最大バイト数 | 2        | 2    | 1   | 9       | 76    |
| 項目形式   | 固定       | 可変   | 可変  | 固定      | 可変    |
| 記録必須   | ※        |      |     | ※       |       |

### 2 各レコード項目

#### (1) レコード識別情報

コメントレコードを表す識別情報「C0」を記録します。

#### (2) 診療識別

当該コメントが属する診療識別コード（別表16）を記録します。

詳細については、「第9章 摘要情報共通の記録方法」を参照ください。

#### (3) 予備1

記録を省略します。

#### (4) コメントコード

#### (5) 文字データ

ア 各コメントコードに対応して、文字情報、数字情報又は別に定める修飾語コードを記録します。

イ 文字データの記録を要しないコメントコードの場合は、記録を省略します。

ウ 記録する文字データが76バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差しつかえありません。

## 第9章 摘要情報（診療行為、医薬品、特定器材及びコメントの各レコード）共通の記録方法

### 1 各レコード項目の記録

#### (1) 診療識別の記録

ア 診療識別は、「一連の行為単位」に記録します。

イ 診療識別コードは、昇順に記録します。

ウ 「単位」が複数レコードになる場合は、先頭のレコードにのみ診療識別コードを記録し、2番目以降のレコードには、記録しません。

※ 一連の行為単位

「一連の行為単位」とは、社会保険診療報酬支払基金に提出する電子レセプトの記録方法と同様に、一連の行為にかかわるコメント、診療行為、医薬品及び特定器材をまとめた単位です。

エ 同一診療識別での診療識別コード記録単位に「\*」を表示します。

#### (2) 点数の記録

ア 点数は、複数のレコード識別をまたいで記録しません。

【例】6月10日、膀胱洗浄を行い、滅菌ガーゼと絆創膏を投与。

| 診療行為コード   | 省略漢字名称                 | 告示等識別区分(1) | 点数識別 | 新又は現点数 |
|-----------|------------------------|------------|------|--------|
| 140013350 | 膀胱洗浄及び膀胱内薬液注入(カテーテル留置) | 5:準用項目(通知) | 3:点数 | 60.00  |

| 特定器材コード   | 名称(略称) | 金額種別   | 単位コード | 購入価格   |
|-----------|--------|--------|-------|--------|
| 788888005 | 滅菌ガーゼ  | 2:購入価格 | 006:枚 | 500円/枚 |
| 788888006 | 絆創膏    | 2:購入価格 | 005:巻 | 300円/巻 |

#### ● CSVの記録

```
RI,40,140013350,60,,1,,,,,,,,,,,,,1,,,,,,,,,,,,,
TO,,,788888005,1,,1,,500,,ロウサイ滅菌ガーゼ 20cm×10cm,
,,,,,,,,,,,,,
TO,,,788888006,80,,1,,300,,ロウサイ絆創膏 10cm×10cm,
,,,,,,,,,,,,,1,,,,,,,,,,,,,
```

#### ● レセプトの表示

```
40 * 膀胱洗浄及び膀胱内薬液注入(カテーテル留置) 60×1
      ロウサイ滅菌ガーゼ 20cm×10cm
      滅菌ガーゼ 500円/枚
              1枚
      ロウサイ絆創膏 10cm×10cm
      絆創膏 300円/巻
              1巻
                                80×1
```

レコード識別ごとに、点数を記録します。





例2】6月2日、下記の処置を実施。（コメントレコードにコメントを記録した例）

左足部 ドレーン法（ドレナージ）（その他）

| 診療行為コード   | 省略漢字名称            | 告示等識別区分（1） | 点数識別  | 新又は現点数 |
|-----------|-------------------|------------|-------|--------|
| 140032410 | ドレーン法（ドレナージ）（その他） | 1:基本項目     | 3:点数  | 25.00  |
| 101400020 | 労災（1.5倍）（処置）      | 7:注加算項目    | 5:%加算 | 50.00  |

● CSVの記録

RI, 40, 140032410, ,, 1, ,, ,, 1, ,, ,, ,,  
 RI, ,, 101400020, ,, 38, ,, 1, ,, ,, 1, ,, ,, ,,  
 CO, ,, 890000001, 2 0 4 9 1 0 6 6 2 0 5 9

● レセプトの表示

40 \* ドレーン法（ドレナージ）（その他）  
 労災（1.5倍）（処置） 3 8 × 1  
 左足部

部位やその他コメントについては、健康保険と同様にコメントレコードに記載することも可能です。

例3】6月2日、下記の処置を実施。（コメントレコードにフリーコメントを記録した例）

左足部 ドレーン法（ドレナージ）（その他）

| 診療行為コード   | 省略漢字名称            | 告示等識別区分（1） | 点数識別  | 新又は現点数 |
|-----------|-------------------|------------|-------|--------|
| 140032410 | ドレーン法（ドレナージ）（その他） | 1:基本項目     | 3:点数  | 25.00  |
| 101400020 | 労災（1.5倍）（処置）      | 7:注加算項目    | 5:%加算 | 50.00  |

● CSVの記録

RI, 40, 140032410, ,, 1, ,, ,, 1, ,, ,, ,,  
 RI, ,, 101400020, ,, 38, ,, 1, ,, ,, 1, ,, ,, ,,  
 CO, ,, 810000001, 左足部

● レセプトの表示

40 \* ドレーン法（ドレナージ）（その他）  
 労災（1.5倍）（処置） 3 8 × 1  
 左足部

フリーコメントでの記録は可能ですが、定型コメントが設定されているものは、フリーコメントは使用せず、定型コメントで記録します。

(3) 回数及び算定日情報（1日の情報から31日の情報）の記録

ア すべての労災医科診療行為レコード、医薬品レコード及び特定器材レコードに回数を記録します。

ただし、点数(金額)・回数算定単位内の回数の記録については、点数・金額を記録するレコードの回数と同一の回数を記録します。

イ すべての労災医科診療行為レコード、医薬品レコード及び特定器材レコードに算定日情報を記録します。

ただし、点数(金額)・回数算定単位内の算定日情報の記録については、点数・金額を記録するレコードと「同一日」に「同一回数」を記録します。

ウ 点数(金額)・回数算定単位内の「回数」と「算定日情報（1日の情報から31日の情報）」の合計値が一致するように記録します。

2 摘要情報の記録事例

(1) 初診（診療識別：11）

診療識別11の診療行為は、基本項目単位に必ず点数・金額・回数を記録します。

ただし、点数を算定しない場合は、点数の記録を省略します。



例4】病院（一般病床200床未満）において、6月2日、療養の給付請求書を取扱い、内科及び外科にて同一の災害（異なる傷病）に対して外来にて初診を実施。

| 診療行為コード   | 省略漢字名称          | 告示等識別区分（1） | 点数識別 | 新又は現点数  |
|-----------|-----------------|------------|------|---------|
| 101110010 | 初診料             | 1:基本項目     | 1:金額 | 3760.00 |
| 101110040 | 初診料（同一日複数診療科受診） | 1:基本項目     | 1:金額 | 1880.00 |
| 101800870 | 療養の給付請求書取扱料     | 1:基本項目     | 1:金額 | 2000.00 |

● CSVの記録

RI, 11, 101110010, ,, 3760, 1, ,, ,, ,, 1, ,, ,, ,, ,,  
 RI, 11, 101110040, ,, 1880, 1, ,, ,, ,, 1, ,, ,, ,, ,,  
 RI, 80, 101800870, ,, 2000, 1, ,, ,, ,, 1, ,, ,, ,, ,,

● レセプトの表示

11 \* 初診料 3 7 6 0 円 × 1  
 \* 初診料（同一日複数診療科受診） 1 8 8 0 円 × 1  
 80 \* 療養の給付請求取扱料 2 0 0 0 円 × 1

(2) 再診（診療識別：12）

診療識別12の診療行為は、基本項目単位に必ず点数・金額・回数を記録します。

ただし、点数を算定しない場合は、点数の記録を省略し、金額を算定しない場合は、金額の記録を省略します。

例1】診療所において、6月2日、再診（外来）にて創傷処置60cm<sup>2</sup>を実施。

| 診療行為コード   | 省略漢字名称                      | 告示等識別区分（1） | 点数識別 | 新又は現点数  |
|-----------|-----------------------------|------------|------|---------|
| 101120010 | 再診料                         | 1:基本項目     | 1:金額 | 1390.00 |
| 101120020 | 外来管理加算（読み替え加算）              | 1:基本項目     | 3:点数 | 52.00   |
| 140000610 | 創傷処置（100cm <sup>2</sup> 未満） | 1:基本項目     | 3:点数 | 45.00   |

● CSVの記録

RI, 12, 101120010, ,, 1390, 1, ,, ,, ,, 1, ,, ,, ,, ,,  
 RI, ,, 101120020, ,, 52, ,, 1, ,, ,, ,, 1, ,, ,, ,, ,,  
 RI, 40, 140000610, ,, 45, ,, 1, ,, ,, ,, 1, ,, ,, ,, ,,

● レセプトの表示

12 \* 再診料 1 3 9 0 円 × 1  
 外来管理加算（読み替え加算） 5 2 × 1  
 40 \* 創傷処置（100cm<sup>2</sup>未満） 4 5 × 1

健保の外来管理加算を算定できない処置等に関して所定点数が52点に満たない場合は、特例として外来管理加算を算定します。















例2】6月4日の時間外に、前額部に創傷処置20cm<sup>2</sup>を、左足部に創傷処置40cm<sup>2</sup>を、右手部に創傷処置30cm<sup>2</sup>を実施。（ただし、同一疾病又はこれに起因する病変によるものとする。）

| 診療行為コード   | 省略漢字名称              | 告示等識別区分(1) | 点数識別  | 新又は現点数 |
|-----------|---------------------|------------|-------|--------|
| 101410560 | 創傷処置1(なし・1.5倍・2倍)   | 3:合成項目     | 3:点数  | 203.00 |
| 140000190 | 時間外加算2(イに該当を除く)(処置) | 9:通則加算項目   | 5:%加算 | 40.00  |

● CSVの記録

RI, 40, 101410560, . . . , 1, 890000001, 1062, 890000001, 204910662059  
 , 890000001, 20561048, . . . , 1, . . . . .  
 RI, , 140000190, , 284, , 1, . . . . . , 1, . . . . .

四肢加算の倍率が異なる部位に対し、同時に創傷処置を実施した場合には、予め四肢加算による点数を考慮した労災診療行為コードを使用します。  
 ただし、時間外加算等を算定しない場合は、四肢加算の倍率が異なる基本項目単位に記録することも可能です。

● レセプトの表示

40 \* 創傷処置1(なし・1.5倍・2倍)  
 前額部  
 左足部  
 右手部  
 時間外加算2(イに該当を除く)(処置) 284 × 1

例3】6月4日の時間外に、背部に熱傷処置130cm<sup>2</sup>を、左手部に熱傷処置60cm<sup>2</sup>を、右手部に熱傷処置60cm<sup>2</sup>を実施。（ただし、同一疾病又はこれに起因する病変によるものとする。）

| 診療行為コード   | 省略漢字名称              | 告示等識別区分(1) | 点数識別  | 新又は現点数 |
|-----------|---------------------|------------|-------|--------|
| 101411450 | 熱傷処置2(なし・2倍)        | 3:合成項目     | 3:点数  | 441.00 |
| 140000190 | 時間外加算2(イに該当を除く)(処置) | 9:通則加算項目   | 5:%加算 | 40.00  |

● CSVの記録

RI, 40, 101411450, . . . , 1, 890000001, 1088, 890000001, 20601048  
 . . . . . , 1, . . . . .  
 RI, , 140000190, , 617, , 1, . . . . . , 1, . . . . .

四肢加算の倍率が異なる部位に対し、同時に熱傷処置を実施した場合には、予め四肢加算による点数を考慮した労災診療行為コードを使用します。  
 ただし、時間外加算等を算定しない場合は、四肢加算の倍率が異なる基本項目単位に記録することも可能です。

● レセプトの表示

40 \* 熱傷処置2(なし・2倍)  
 背部  
 左右手部  
 時間外加算2(イに該当を除く)(処置) 617 × 1













例13】6月2日、右鎖骨に鎖骨骨折固定術を実施。

| 診療行為コード   | 省略漢字名称       | 告示等識別区分(1) | 点数識別  | 新又は現点数 |
|-----------|--------------|------------|-------|--------|
| 150017650 | 鎖骨骨折固定術      | 1:基本項目     | 3:点数  | 500.00 |
| 101400020 | 労災(1.5倍)(処置) | 7:注加算項目    | 5:%加算 | 50.00  |

| 特定器材コード  | 名称(略称) | 金額種別   | 単位コード | 購入価格    |
|----------|--------|--------|-------|---------|
| 78888008 | 鎖骨固定帯  | 2:購入価格 | 010:個 | 2000円/個 |

● CSVの記録

```
RI,40,150017650,,,1,890000001,20561627,,,,,1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
RI,,101400020,,750,,1,,,,,,,,,1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
T0,,78888008,1,200,1,,2000,,ロウサイ鎖骨固定帯,
,,,,,1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
```

● レセプトの表示

```
40 * 鎖骨骨折固定術
    右鎖骨
    労災(1.5倍)(処置)          750 × 1
    ロウサイ鎖骨固定帯
    鎖骨固定帯 2000円/個
                                1個          200 × 1
```

(5) 手術・麻酔（診療識別：50・54）

例1】6月2日、左手指の挫創に対して、下記の手術を実施。

- 第1指 創傷処理（筋肉に達しないもの）3cmとデブリードマン
- 第2指 創傷処理（筋肉に達しないもの）3cmとデブリードマン
- 第3指 創傷処理（筋肉に達しないもの）3cmとデブリードマン

| 診療行為コード   | 省略漢字名称               | 告示等識別区分（1） | 点数識別  | 新又は現点数  | 注加算    |       |
|-----------|----------------------|------------|-------|---------|--------|-------|
|           |                      |            |       |         | 注加算コード | 注加算通番 |
| 101500050 | 創傷処理（筋肉に達しない）（手の指3本） | 1:基本項目     | 3:点数  | 1880.00 | 5001   | 0     |
| 150001570 | デブリードマン加算（汚染された挫創）   | 7:注加算項目    | 3:点数  | 100.00  | 5001   | 2     |
| 101500010 | 労災（2倍）（手術）           | A:労災特別加算項目 | 5:%加算 | 100.00  | 0      | 0     |

● CSVの記録

RI, 50, 101500050, . . . , 1, 890000001, 2 0 4 9 1 0 4 5 1 0 3 5, 890000001, 2 0 4 9 1 0 4 5 1 0 3 6, 890000001, 2 0 4 9 1 0 4 5 1 0 3 7, . 1, . . . . .  
 RI, . 150001570, . . . , 1, . . . . . 1, . . . . .  
 RI, . 101500010, . 2080, . 1, . . . . . 1, . . . . .

● レセプトの表示

50 \* 創傷処理（筋肉に達しない）（手の指3本）  
 左手第1指  
 左手第2指  
 左手第3指  
 デブリードマン加算（汚染された挫創）  
 労災（2倍）（手術） 2 0 8 0 × 1

左記の順に記録しますが、手の指の創傷処理（筋肉に達しないもの）については、四肢加算の対象としません。

計算式  
 1880点 + 100点 + 100点 × 100% → 2080点

手の指の創傷処理（筋肉に達しないもの）は健保点数にかかわらず下記点数で算定します。  
 指1本 940点  
 指2本 1410点  
 指3本 1880点  
 指4本 2350点  
 指5本 2350点  
 ※さらに四肢加算しません。

例2】6月2日、左手背に創傷処理（筋肉、臓器に達するもの）7cmとデブリードマンを実施。

| 診療行為コード   | 省略漢字名称                         | 告示等識別区分（1） | 点数識別  | 新又は現点数  | 注加算    |       |
|-----------|--------------------------------|------------|-------|---------|--------|-------|
|           |                                |            |       |         | 注加算コード | 注加算通番 |
| 150001310 | 創傷処理（筋肉、臓器に達する）（長径5cm以上10cm未満） | 1:基本項目     | 3:点数  | 1680.00 | 5001   | 0     |
| 150001570 | デブリードマン加算（汚染された挫創）             | 7:注加算項目    | 3:点数  | 100.00  | 5001   | 2     |
| 101500010 | 労災（2倍）（手術）                     | A:労災特別加算項目 | 5:%加算 | 100.00  | 0      | 0     |

● CSVの記録

RI, 50, 150001310, . . . , 1, 890000001, 2 0 4 9 1 0 4 7, . . . . . 1, . . . . .  
 RI, . 150001570, . . . , 1, . . . . . 1, . . . . .  
 RI, . 101500010, . 3560, . 1, . . . . . 1, . . . . .

● レセプトの表示

50 \* 創傷処理（筋肉、臓器に達する）（長径5cm以上10cm未満）  
 左手背  
 デブリードマン加算（汚染された挫創）  
 労災（2倍）（手術） 3 5 6 0 × 1

創傷処理（筋肉に達するもの）は2倍します。

例3】6月2日、下記の手術を実施。

右手第2指 骨折非観血的整復術  
 右手第3指 骨折非観血的整復術  
 右手第4指 骨折非観血的整復術  
 右上腕部 創傷処理（筋肉・臓器に達しないもの）4cm

| 診療行為コード   | 省略漢字名称                    | 告示等識別区分(1) | 点数識別  | 新又は現点数  | 注加算    |       |
|-----------|---------------------------|------------|-------|---------|--------|-------|
|           |                           |            |       |         | 注加算コード | 注加算通番 |
| 101500110 | 骨折非観血的整復術（手の指3本）          | 1:基本項目     | 3:点数  | 5760.00 | 0      | 0     |
| 150001010 | 創傷処理（筋肉、臓器に達しない）（長径5cm未満） | 1:基本項目     | 3:点数  | 470.00  | 5001   | 0     |
| 101500020 | 労災（1.5倍）（手術）              | A:労災特別加算項目 | 5:%加算 | 50.00   | 0      | 0     |

● CSVの記録

RI, 50, 101500110, , 5760, , 1, 890000001, 2 0 5 6 1 0 4 5 1 0 3 6, ,  
 890000001, 2 0 5 6 1 0 4 5 1 0 3 7, 890000001, 2 0 5 6 1 0 4 5 1 0 3 8, ,  
 1, .....  
 RI, 50, 150001010, , , 1, 890000001, 2 0 5 6 1 0 5 6 2 0 5 9, ,  
 ..... 1, .....  
 RI, , 101500020, , 705, , 1, ..... 1, .....

● レセプトの表示

50 \* 骨折非観血的整復術（手の指3本） 5 7 6 0 × 1  
 右手第2指  
 右手第3指  
 右手第4指  
 \* 創傷処理（筋肉、臓器に達しない）（長径5cm未満）  
 右上腕部  
 労災（1.5倍）（手術） 7 0 5 × 1

手の指の骨折非観血的整復術は健保点数にかかわらず下記点数で算定します。  
 指1本 2880点  
 指2本 4320点  
 指3本 5760点  
 指4本 7200点  
 指5本 7200点  
 ※さらに四肢加算しません。

例4】6月10日、左手指に下記の手術を実施。

第1指 創傷処理（筋肉に達しない）  
 第2指 創傷処理（筋肉に達しない）  
 第3指 骨折非観血的整復術  
 第4指 骨折非観血的整復術

| 診療行為コード   | 省略漢字名称               | 告示等識別区分(1) | 点数識別 | 新又は現点数  | 注加算    |       |
|-----------|----------------------|------------|------|---------|--------|-------|
|           |                      |            |      |         | 注加算コード | 注加算通番 |
| 101500040 | 創傷処理（筋肉に達しない）（手の指2本） | 1:基本項目     | 3:点数 | 1410.00 | 5001   | 0     |
| 101500100 | 骨折非観血的整復術（手の指2本）     | 1:基本項目     | 3:点数 | 4320.00 | 0      | 0     |

● CSVの記録

RI, 50, 101500040, , 1410, , 1, 890000001, 2 0 4 9 1 0 4 5 1 0 3 5, ,  
 890000001, 2 0 4 9 1 0 4 5 1 0 3 6, ..... 1, .....  
 RI, 50, 101500100, , 4320, , 1, 890000001, 2 0 4 9 1 0 4 5 1 0 3 7, ,  
 890000001, 2 0 4 9 1 0 4 5 1 0 3 8, ..... 1, .....

● レセプトの表示

50 \* 創傷処理（筋肉に達しない）（手の指2本）  
 左手第1指  
 左手第2指 1 4 1 0 × 1  
 \* 骨折非観血的整復術（手の指2本）  
 左手第3指  
 左手第4指 4 3 2 0 × 1

第1指から第5指を別の手術野として取り扱います。

例5】6月10日、左手背に真皮縫合を伴う創傷処理（筋肉・臓器に達しないもの）4 cmとデブリードマンを実施。

| 診療行為コード   | 省略漢字名称                    | 告示等識別区分(1) | 点数識別  | 新又は現点数 | 注加算    |       |
|-----------|---------------------------|------------|-------|--------|--------|-------|
|           |                           |            |       |        | 注加算コード | 注加算通番 |
| 150001010 | 創傷処理（筋肉、臓器に達しない）（長径5cm未満） | 1:基本項目     | 3:点数  | 470.00 | 5001   | 0     |
| 150001470 | 真皮縫合加算                    | 7:注加算項目    | 3:点数  | 460.00 | 5001   | 1     |
| 150001570 | デブリードマン加算（汚染された挫創）        | 7:注加算項目    | 3:点数  | 100.00 | 5001   | 2     |
| 101500010 | 労災（2倍）（手術）                | A:労災特別加算項目 | 5:%加算 | 100.00 | 0      | 0     |

● CSVの記録

RI, 50, 150001010, . . . , 1, 890000001, 2 0 4 9 1 0 4 7, . . . . . , 1, . . . . .  
 RI, . , 150001470, . . . , 1, . . . . . , 1, . . . . .  
 RI, . , 150001570, . . . , 1, . . . . . , 1, . . . . .  
 RI, . , 101500010, . , 2060, . , 1, . . . . . , 1, . . . . .

● レセプトの表示

50 \* 創傷処理（筋肉、臓器に達しない）（長径5cm未満）  
 左手背  
 真皮縫合加算  
 デブリードマン加算（汚染された挫創）  
 労災（2倍）（手術） 2060 × 1

計算式  
 $470点 + 460点 + 100点 + (470点 + 460点 + 100点) \times 100\% \rightarrow 2060点$

例6】6月9日の時間外に、右下腿部に骨折非観血的整復術を実施。

| 診療行為コード   | 省略漢字名称        | 告示等識別区分(1) | 点数識別  | 新又は現点数  | 注加算    |       |
|-----------|---------------|------------|-------|---------|--------|-------|
|           |               |            |       |         | 注加算コード | 注加算通番 |
| 150016910 | 骨折非観血的整復術（下腿） | 1:基本項目     | 3:点数  | 1780.00 | 0      | 0     |
| 150371390 | 時間外加算1（手術）    | 9:通則加算項目   | 5:%加算 | 80.00   | 0      | 0     |
| 101500020 | 労災（1.5倍）（手術）  | A:労災特別加算項目 | 5:%加算 | 50.00   | 0      | 0     |

● CSVの記録

RI, 50, 150016910, . . . , 1, 890000001, 2 0 5 6 1 0 0 6 2 0 5 9, . . . . . , 1, . . . . .  
 RI, . , 150371390, . . . , 1, . . . . . , 1, . . . . .  
 RI, . , 101500020, . , 4806, . , 1, . . . . . , 1, . . . . .

● レセプトの表示

50 \* 骨折非観血的整復術（下腿）  
 右下腿部  
 時間外加算1（手術）  
 労災（1.5倍）（手術） 4806 × 1

計算式  
 $1780点 + 1780点 \times 80\% + (1780点 + 1780点 \times 80\%) \times 50\% \rightarrow 4806点$

例7】6月9日、C型肝炎感染患者に対して、右肩甲骨に骨折観血的手術を実施。

なお、マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔5（口）（1時間30分）を伴う。

| 診療行為コード   | 省略漢字名称         | 告示等識別区分(1) | 点数識別  | 新又は現点数   | 注加算    |       |
|-----------|----------------|------------|-------|----------|--------|-------|
|           |                |            |       |          | 注加算コード | 注加算通番 |
| 150019010 | 骨折観血的手術（肩甲骨）   | 1:基本項目     | 3:点数  | 18810.00 | 5059   | 0     |
| 150297990 | 院内感染防止措置加算（手術） | 9:通則加算項目   | 3:点数  | 1000.00  | 0      | 0     |
| 101500020 | 労災（1.5倍）（手術）   | A:労災特別加算項目 | 5:%加算 | 50.00    | 0      | 0     |
| 150233410 | 閉鎖循環式全身麻酔5     | 1:基本項目     | 3:点数  | 6100.00  | 5025   | 0     |

※院内感染防止措置加算（手術通則11）は四肢加算対象外

● CSVの記録

RI, 50, 150019010, . . . , 1, 890000001, 2 0 5 6 1 6 1 6, . . . . . , 1, . . . . .  
 RI, . , 150297990, . . . , 1, . . . . . , 1, . . . . .  
 RI, . , 101500020, . , 29215, . , 1, . . . . . , 1, . . . . .  
 RI, 54, 150233410, 90, 6100, . , 1, 890000001, 麻酔：9日, . . . . . , 1, . . . . .

● レセプトの表示

50 \* 骨折観血的手術（肩甲骨）  
 右肩甲骨  
 院内感染防止措置加算（手術）  
 労災（1.5倍）（手術） 29215 × 1  
 54 \* 閉鎖循環式麻酔5 90分  
 麻酔：9日 6100 × 1

左記の順に記録しますが、院内感染防止措置加算（手術）については、四肢加算の対象としません。

計算式  
 $18810点 + 1000点 + (18810点) \times 50\% \rightarrow 29215点$



















例6】6月1日から6日の6日間、一般病棟（7対1）に入院し、6月4日、5日に患者が外泊を行った場合。

| 診療行為コード   | 省略漢字名称          | 告示等識別区分(1) | 点数識別  | 新又は現点数  | 注加算    |       |
|-----------|-----------------|------------|-------|---------|--------|-------|
|           |                 |            |       |         | 注加算コード | 注加算通番 |
| 190117710 | 一般病棟7対1入院基本料    | 1:基本項目     | 3:点数  | 1591.00 | 9017   | 0     |
| 190107290 | 外泊(入院基本料の減額)    | 9:通則加算項目   | 6:%減算 | 85.00   | 0      | 0     |
| 101900010 | 労災(2週間以内)(1.3倍) | A:労災特別加算項目 | 5:%加算 | 30.00   | 0      | 0     |

● CSVの記録

RI, 90, 190117710, . . . 4, . . . . . 1, 1, 1, . . . 1, . . . . .  
 RI, . 101900010, . 2068, . 4, . . . . . 1, 1, 1, . . . 1, . . . . .  
 RI, 90, 190117710, . . . 2, . . . . . 1, 1, . . . . .  
 RI, . 190107290, . . . 2, . . . . . 1, 1, . . . . .  
 RI, . 101900010, . 311, . 2, . . . . . 1, 1, . . . . .

計算式

$$1591点 + 1591点 \times 30\% \rightarrow 2068点$$

計算式

$$(1591点 - 1591点 \times 85\%) + (1591点 - 1591点 \times 85\%) \times 30\% \rightarrow 311点$$

● レセプトの表示

90 \* 一般病棟7対1入院基本料  
 労災(2週間以内)(1.3倍) 2068 × 4  
 \* 一般病棟7対1入院基本料  
 外泊(入院基本料の減額)  
 労災(2週間以内)(1.3倍) 311 × 2

例7】6月1日から6日の6日間、一般病棟（7対1）に入院している患者が6月4日に私傷病で他の医療機関に通院した場合。

| 診療行為コード   | 省略漢字名称          | 告示等識別区分(1) | 点数識別  | 新又は現点数  | 注加算    |       |
|-----------|-----------------|------------|-------|---------|--------|-------|
|           |                 |            |       |         | 注加算コード | 注加算通番 |
| 190117710 | 一般病棟7対1入院基本料    | 1:基本項目     | 3:点数  | 1591.00 | 9017   | 0     |
| 101900010 | 労災(2週間以内)(1.3倍) | A:労災特別加算項目 | 5:%加算 | 30.00   | 0      | 0     |

● CSVの記録

RI, 90, 190117710, . . . 6, . . . . . 1, 1, 1, 1, 1, . . . . .  
 RI, . 101900010, . 2068, . 6, . . . . . 1, 1, 1, 1, 1, . . . . .

労災保険では、私傷病で他の医療機関に通院した場合でも、入院基本料は減額しません(「入院基本料減算(他医受診)」等は記録しません)。

● レセプトの表示

90 \* 一般病棟7対1入院基本料  
 労災(2週間以内)(1.3倍) 2068 × 6

計算式

$$1591点 + 1591点 \times 30\% \rightarrow 2068点$$

例8】6月1日から6日の6日間、一般病棟（7対1）に入院している患者に、6月1日に労災治療計画書を交付し説明を行った場合。

| 診療行為コード   | 省略漢字名称       | 告示等識別区分(1) | 点数識別 | 新又は現点数  | 注加算    |       |
|-----------|--------------|------------|------|---------|--------|-------|
|           |              |            |      |         | 注加算コード | 注加算通番 |
| 190117710 | 一般病棟7対1入院基本料 | 1:基本項目     | 3:点数 | 1591.00 | 9017   | 0     |
| 101910050 | 労災治療計画加算     | 1:基本項目     | 3:点数 | 100.00  | 0      | 0     |

● CSVの記録

RI, 90, 190117710, . 1591, . 6, . . . . . 1, 1, 1, 1, 1, . . . . .  
 RI, 92, 101910050, . 100, . 1, . . . . . 1, . . . . .

労災治療計画加算は、診療識別"92"(特定入院料・その他)に記録します。  
 労災治療計画加算は、一般病棟入院基本料の記録とあわせて、診療識別"90"(入院基本料)に記録することも可能です。

● レセプトの表示

90 \* 一般病棟7対1入院基本料 1591 × 6  
 92 \* 労災治療計画加算 100 × 1

(9) 食事療養（診療識別：97）

例1】6月5日の昼・夕、6月6日から6月8日までの朝・昼・夕、6月9日の朝に食事を提供（流動食のみを提供する場合以外）。

| 診療行為コード   | 省略漢字名称                      | 告示等識別区分(1) | 点数識別  | 新又は現点数 | データ規格名 | きざみ値計算識別 |
|-----------|-----------------------------|------------|-------|--------|--------|----------|
| 197000110 | 入院時食事療養(1)(1食につき)(2以外の食事療養) | 1:基本項目     | 1:金額  | 640.00 | 食      | 1        |
| 197000470 | 特別食加算(食事療養)                 | 1:基本項目     | 1:金額  | 76.00  | 食      | 1        |
| 101970010 | 労災(1.2倍)(食事療養)              | 7:注加算項目    | 5:%加算 | 20.00  |        | 0        |

● CSVの記録

```

RI,97,197000110,2,,1,,,,,,,,,1,,,,,,,,,
RI,,101970010,2,,1540,1,,,,,,,,,1,,,,,,,,,
RI,97,197000470,2,,1,,,,,,,,,1,,,,,,,,,
RI,,101970010,2,,180,1,,,,,,,,,1,,,,,,,,,
RI,97,197000110,3,,3,,,,,,,,,1,1,1,,,,,,,,,
RI,,101970010,3,,2310,3,,,,,,,,,1,1,1,,,,,,,,,
RI,97,197000470,3,,3,,,,,,,,,1,1,1,,,,,,,,,
RI,,101970010,3,,270,3,,,,,,,,,1,1,1,,,,,,,,,
RI,97,197000110,1,,1,,,,,,,,,1,,,,,,,,,
RI,,101970010,1,,770,1,,,,,,,,,1,,,,,,,,,
RI,97,197000470,1,,1,,,,,,,,,1,,,,,,,,,
RI,,101970010,1,,90,1,,,,,,,,,1,,,,,,,,,
    
```

● レセプトの表示

```

97 * 入院時食事療養(1)(1食につき)(2以外の食事療養) 2食
    労災(1.2倍)(食事療養) 1540円×1
    * 特別食加算(食事療養) 2食
      労災(1.2倍)(食事療養) 180円×1
    * 入院時食事療養(1)(1食につき)(2以外の食事療養) 3食
      労災(1.2倍)(食事療養) 2310円×3
      * 特別食加算(食事療養) 3食
        労災(1.2倍)(食事療養) 270円×3
    * 入院時食事療養(1)(1食につき)(2以外の食事療養) 1食
      労災(1.2倍)(食事療養) 770円×1
      * 特別食加算(食事療養) 1食
        労災(1.2倍)(食事療養) 90円×1
    
```

食事の記録については、金額として記録します。

入院時食事療養(1)(1食につき)(2以外の食事療養)は、金額が770円(640円に労災(1.2倍)(食事療養)を掛け10円未満を四捨五入)、1食ごとのきざみ点数が770円であるため、2食の場合、1540円となります。

特別食加算(食事療養)は、金額は90円(76円に労災(1.2倍)(食事療養)を掛け10円未満を四捨五入)、1食ごとのきざみ点数が90円であるため、2食の場合、180円となります。

労災(1.2倍)(食事療養)は、きざみ値計算識別が「0」であり、数量データを記録しませんが、数量データを記録することも可能です。

例2】6月6日から6月8日までの朝・昼・夕に食事を提供（流動食のみを提供する場合以外）。

| 診療行為コード   | 省略漢字名称                      | 告示等識別区分(1) | 点数識別  | 新又は現点数 | データ規格名 | きざみ値計算識別 |
|-----------|-----------------------------|------------|-------|--------|--------|----------|
| 197000110 | 入院時食事療養(1)(1食につき)(2以外の食事療養) | 1:基本項目     | 1:金額  | 640.00 | 食      | 1        |
| 197000570 | 食堂加算(食事療養)                  | 1:基本項目     | 1:金額  | 50.00  |        | 0        |
| 101970010 | 労災(1.2倍)(食事療養)              | 7:注加算項目    | 5:%加算 | 20.00  |        | 0        |

● CSVの記録

```

RI,97,197000110,3,,3,,,,,,,,,1,1,1,,,,,,,,,
RI,,101970010,3,,2310,3,,,,,,,,,1,1,1,,,,,,,,,
RI,97,197000570,,3,,,,,,,,,1,1,1,,,,,,,,,
RI,,101970010,,60,3,,,,,,,,,1,1,1,,,,,,,,,
    
```

● レセプトの表示

```

97 * 入院時食事療養(1)(1食につき)(2以外の食事療養) 3食
    労災(1.2倍)(食事療養) 2310円×3
    * 食堂加算(食事療養)
      労災(1.2倍)(食事療養) 60円×3
    
```

食堂加算(食事療養)は、きざみ値計算識別が「0」であり、数量データを記録しません。

計算式  
50円 + 50円 × 20% → 60円

## 第10章 症状詳記レコードの記録方法

### 1 症状詳記レコードフォーマット

| 項目     | (1)      | (2)    | (3)     |
|--------|----------|--------|---------|
|        | レコード識別情報 | 症状詳記区分 | 症状詳記データ |
| モード    | 英数       | 数字     | 漢字      |
| 最大バイト数 | 2        | 2      | 2400    |
| 項目形式   | 固定       | 可変     | 可変      |
| 記録必須   | ※        | ※      |         |

### 2 各レコード項目

#### (1) レコード識別情報

症状詳記レコードを表す識別情報「SJ」を記録します。

#### (2) 症状詳記区分

#### (3) 症状詳記データ

ア 症状詳記区分は、記録する症状詳記の内容により、症状詳記区分コード（別表18）を記録します。

イ 記録された症状詳記区分により、別表18の区分内容を翻訳して表示します。

ウ 1つの症状詳記区分につき、症状詳記の内容が2400バイト（全角1200文字）を超える場合は、症状詳記レコードを2以上記録し、2つ目以降の症状詳記区分の記録を省略します。

エ 内容の表現の関係で改行を行いたい場合は、上記ウと同様に記録します。

## 第 1 1 章 労災診療費請求書レコードの記録方法

### 1 労災診療費請求書レコードフォーマット

| 項目     | (1)      | (2)       | (3)      | (4)        | (5)        | (6)      | (7)  | (8)     | (9)       |
|--------|----------|-----------|----------|------------|------------|----------|------|---------|-----------|
|        | レコード識別情報 | 病院・診療所の区分 | 請求書提出年月日 | 都道府県労働局コード | 労働基準監督署コード | 指定病院等の番号 | 郵便番号 | 医療機関所在地 | 医療機関責任者氏名 |
| モード    | 英数       | 英数        | 英数       | 数字         | 数字         | 数字       | 数字   | 漢字      | 漢字        |
| 最大バイト数 | 2        | 1         | 7        | 2          | 2          | 7        | 7    | 80      | 40        |
| 項目形式   | 固定       | 固定        | 固定       | 可変         | 可変         | 固定       | 可変   | 可変      | 可変        |
| 記録必須   | ※        | ※         | ※        |            |            | ※        |      | ※       | ※         |

| 項目     | (10)    | (11) | (12)    | (13)         |
|--------|---------|------|---------|--------------|
|        | 労災診療費単価 | 請求金額 | 内訳書添付枚数 | マルチボリューム識別情報 |
| モード    | 数字      | 数字   | 数字      | 数字           |
| 最大バイト数 | 4       | 9    | 3       | 2            |
| 項目形式   | 固定      | 可変   | 可変      | 固定           |
| 記録必須   | ※       | ※    |         | ※            |

### 2 各レコード項目

#### (1) レコード識別情報

診療報酬請求書レコードを表す識別情報「RS」を記録します。

#### (2) 病院・診療所の区分

病院・診療所区分コード（別表 1 9）を記録します。

#### (3) 請求書提出年月日

ア 労災診療費請求書提出年月日を和暦で年号区分コード（別表 3）を含めた形で記録します。

イ 数字“GYMMDD”の形式で記録します



(4) 都道府県労働局コード

- ア 初回分の請求については、「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する都道府県労働局コード（別表20）を記録します。
- イ 傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する都道府県労働局が不明である場合は、記録を省略しても差し支えありません。
- ウ 継続分の請求については、記録を省略します。

(5) 労働基準監督署コード

- ア 初回分の請求については、「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署コード（別表21）を記録します。
- イ 傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署が不明である場合は、記録を省略しても差し支えありません。
- ウ 継続分の請求については、記録を省略します。

(6) 指定病院等の番号

労災保険指定医療機関番号7桁（医療機関に所在地を管轄する都道府県労働局が医療機関ごとに振り出した番号）を記録します。

(7) 郵便番号

- ア 労災保険指定医療機関の郵便番号を記録します。
- イ 郵便番号の記録は、任意であり、記録しない場合は、記録を省略します。

(8) 医療機関所在地

- ア 労災保険指定医療機関の所在地を記録します。
- イ 医療機関所在地が80バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えありません。

(9) 医療機関責任者氏名

- ア 労災保険指定医療機関の責任者の姓名を記録します。
- イ 姓と名の間に“スペース”を1桁記録します。
- ウ 姓名が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えありません。
- エ 英数モードと漢字モードの文字を混在して記録しません。

(10) 労災診療費単価

- ア 法人税法施行規則第5条第1号から第5号までに掲げる要件のすべてを満たす労災保険指定医療機関（いわゆる「非課税医療機関」）は、「1150」を記録します。
- イ 非課税医療機関でない労災保険指定医療機関は、「1200」を記録します。

(11) 請求金額

- ア 労災診療費請求書単位の各レセプトの合計額を合算して記録します。
- イ 有効桁数が9桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えありません。
- ウ 複数ファイルに分割して記録した場合、労災診療費請求書単位の最終ファイル以外は、記録を省略します。

(12) 内訳書添付枚数

- ア 労災診療費請求書単位のレセプト件数を合計して記録します。

- イ 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えありません。
- ウ 複数ボリュームに分割して記録した場合、労災診療費請求書単位の最終ボリューム以外は、記録を省略します。

(13) 識別情報マルチボリューム

労災診療費請求書単位の最終ボリューム以外の場合は、“01” から昇順に2桁の連続番号を記録し、最終ボリュームの場合は、“99” を記録します。

## おわりに

- 1 この「労災レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引」は、レセプトコンピュータ（レセコン）メーカー向けに作成しているものであり、レセコンメーカーの参考になれば幸いです。
- 2 この手引の作成に当たっては、社会保険診療報酬支払基金に提出する電子レセプトの記録方法と同様に記録していただくように作成しており、また、労災保険独自の算定基準部分についての記録方法も示しています。  
なお、関連の労災診療費算定基準に基づく記録方法や健康保険法の規定する診療報酬の算定方法等に合わせ、内容は必要に応じて、適宜改訂していきます。
- 3 この手引に関して、ご質問やご意見等がございましたら、厚生労働省ホームページの「労災レセプト電算処理システム」の「本件に関する問い合わせ先」まで、ご連絡ください。  
なお、問い合わせ先については、変わることがありますので、あらかじめご了承ください。